

# 清瀬市固定資産基礎資料作成及び税務地図システム更新等業務委託における情報提供 依頼（RFI）実施要領

## 1. 業務概要

### (1) 件名

清瀬市固定資産基礎資料作成及び税務地図システム更新等業務委託

### (2) 業務の目的

本市では、市民環境部課税課固定資産税係における税務地図システムについては、令和3年度に導入したシステムにより運用してきているところであるが、同システムのリース期間は令和9年9月末に満了となるため、新たなシステムの導入を検討している。

この情報提供依頼（RFI）の実施は、システムの更改において、広く情報を収集し比較検討を行うため、本市が提示する要求仕様書に基づいて、関連事業者からの情報提供をお願いするものである。

### (3) 仕様

「清瀬市固定資産基礎資料作成及び税務地図システム更新等業務委託仕様書」のとおり。

## 2. RFI の全体日程

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| R F I の公示 | 令和8年8月 7 日（金）       |
| 参加申込受付締切  | 令和8年8月21日（金） 17時まで  |
| 質問受付締切    | 令和8年9月 2 日（水） 17時まで |
| 質問回答      | 令和8年9月11日（金）        |
| 提出資料等受付締切 | 令和8年9月30日（水） 17時まで  |

## 3. 当市が提供する資料等

情報提供依頼（RFI）に必要な資料及び様式として、以下のものを提供する。

- (1) 実施要領（本書）
- (2) 01. 様式1\_参加表明書
- (3) 01. 様式2\_参加辞退届
- (4) 01. 様式3\_質問書
- (5) 02. 仕様書\_清瀬市固定資産基礎資料作成及び税務地図システム更新等業務委託
- (6) 03. 様式1\_見積書
- (7) 04. 様式2\_費用内訳書
- (8) 05. その他情報提供書

#### 4. 参加資格

本件の情報提供依頼（RFI）に参加する者は、次のすべての要件を満たすものとする。

- (1) 清瀬市指名競争入札参加者指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 清瀬市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加資格指名停止を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。

#### 5. 参加申込の手続き

- (1) 提出書類

情報提供依頼（RFI）への参加を希望する事業者は、本実施要領、清瀬市契約事務規則等の各規定を理解した上で、「01. 様式1\_参加表明書」を提出すること。

- (2) 提出期限

令和8年8月21日（金）17時まで

- (3) 提出方法

「10. 担当課」宛に電子メールで送付すること。ファイル形式はPDFとする。

なお、ファイル名の末尾に事業者名を付記すること。（例：01. 様式1\_●●書\_株式会社○○○○）

提出後に電話にて担当者に到達確認を行うこと。

#### 6. 本依頼についての質問及び回答

本 RFI の仕様書の内容等に関して不明な点がある場合は、「01. 様式3\_質問書」に質問内容を記入のうえ、「10. 担当課」宛てに電子メールで送付すること。なお、質問書の提出回数は1回のみとする。

- (1) 提出期限

令和8年9月2日（水）17時まで

- (2) 回答日

令和8年9月11日（金）

- (3) 回答方法

全社（担当者）宛てに電子メールにて回答する。

- (4) その他

- ・質問者の名称等については公表しない。
- ・質疑応答事項は仕様書の追記事項として取り扱う。

## 7. 参加辞退の手続き

参加表明書の提出後に、都合により参加を辞退する場合は、「01. 様式 2\_参加辞退届」を提出すること。なお、提出する書面には必ず辞退理由を記載すること。

### (1) 提出期限

令和 8 年 9 月 3 0 日（水） 1 7 時まで

### (2) 提出方法

「1 0. 担当課」宛に電子メールで送付すること。

## 8. 提出依頼書類及び提出方法

### (1) 提出依頼資料

① 03. 様式 1\_見積書

② 04. 様式 2\_費用内訳書

③ 05. その他情報提供書

④ その他必要な資料（事業者側で必要な書類が存在するとき）

### (2) 提出期限

令和 8 年 9 月 3 0 日（水） 1 7 時まで

### (3) 提出先

「1 0. 担当課」宛てに電子メールで送付すること。

## 9. その他留意事項

(1) 本件に参加する費用は、全て参加者の負担とする。

(2) 参加者の提出資料は提出後の修正又は変更は認めない。

(3) 提出資料等は返却しない。

(4) 提出資料等は、必要に応じて複製する場合がある。

(5) 本 RFI の価格、要件等を総合的に判断し、導入事業者を決定する可能性がある。

(6) 提出があった企画資料等は、原則、情報提供依頼（RFI）以外の用途に使用しない。ただし、清瀬市情報公開条例（平成 13 年清瀬市条例第 20 号。以下「条例」という。）による公文書開示請求があった場合は、市が条例第 7 条に規定する不開示事項に該当すると判断した情報を除き、原則、すべて開示するものとする。提出事業者において、企画提案書等に掲載する情報が開示にあたって支障がある情報である場合は、企画提案書等とは別途に資料を調製し、その旨を当市情報提供依頼（RFI） 担当者に事前に通知した上で資料の提出を行うものとする。この場合において、市が条例に規定する不開示事項に該当しないと判断した場合は、この情報を開示する場合もある。

## 10. 担当課

〒204-8511

清瀬市中里五丁目 842 番地

清瀬市市民環境部課税課固定資産税係 担当 重野

Tel 042-497-2042 (直通)

Fax 042-492-3332 (直通)

E-mail : [kotei\\_kk@city.kiyose.lg.jp](mailto:kotei_kk@city.kiyose.lg.jp)